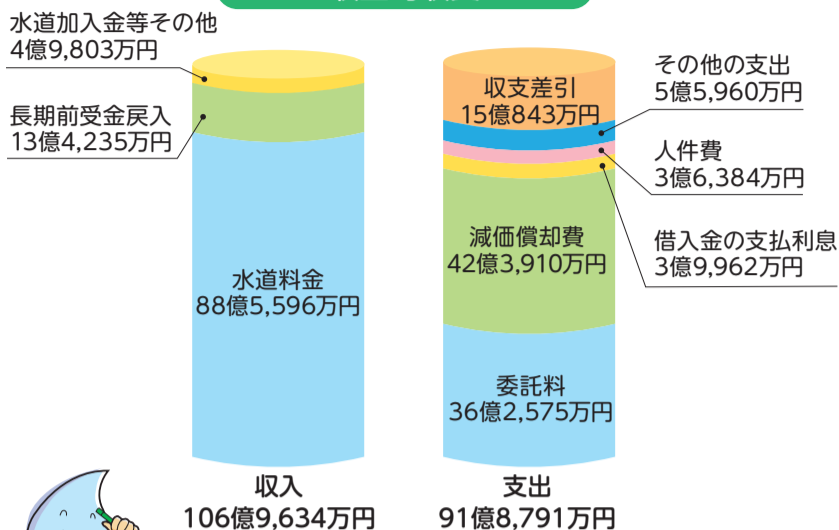


令和3年度 予算の概要

水道事業は、皆さまからの水道料金によって運営しています。

水道水を作るための収入と支出

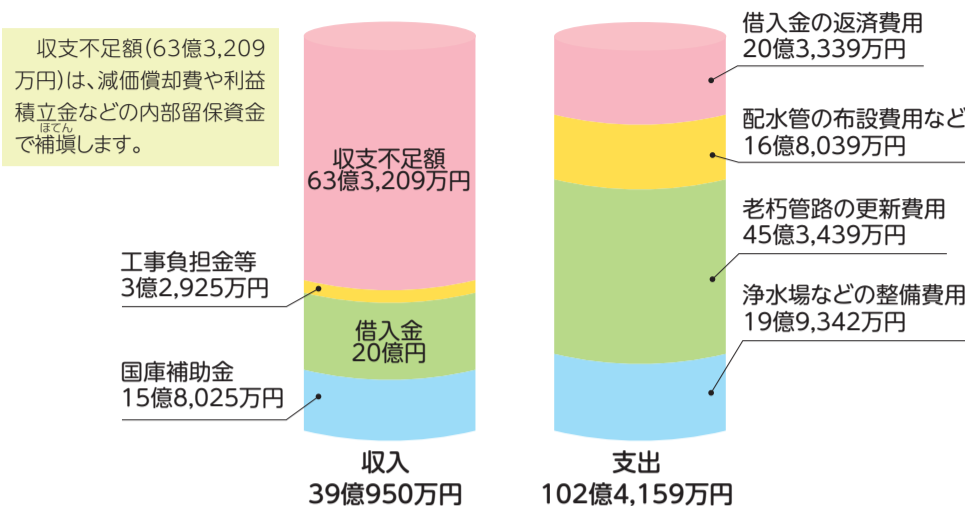
収益的収支



収支差引(15億843万円)のうち税抜き純利益は9億7,029万円
 ※純利益は、施設を整備するために使います。

施設を整備するための収入と支出

資本的収支



令和3年度の主な工事

- 邑楽中野浄水場受水設備工事、東部浄水場浄水池増設工事、みどり浄水場次亜注入設備更新工事
- 老朽管布設替工事(3市5町) 約31km



水道の使用開始・中止の届け出をお願いします



引っ越しなどにより、水道の使用開始や中止をする場合は、届け出が必要です。
 群馬東部水道企業団の太田本所・館林支所・みどり支所の窓口・電話・ファクス・ホームページで届け出ができます。

届け出の内容

水道を使い始めるとき

- 1 住所(アパート・マンション等の場合は、その名称と棟・部屋番号もお知らせください)
- 2 名前、電話番号
- 3 使い始める日

水道の使用をやめるとき

- 1 「水栓番号」または「お客様番号」(検針票【水道使用水量等のお知らせ】または領収書【水道料金等納入通知書兼領収証書】に記載されています)
- 2 住所、使用者の名前
- 3 使用をやめる日
- 4 転居先の住所、電話番号

インターネットでの申し込みができます

水道の使用開始・中止の届け出は、24時間いつでも受け付けができるホームページからの手続きが便利です。群馬東部水道企業団のホームページから申し込みください。
 なお、ホームページからの手続きは、水道の使用開始・中止の3日前(営業日)までをお願いします。詳しくは群馬東部水道企業団のホームページをご覧ください。



水道メーターの交換をしています!

群馬東部水道企業団では、有効期間が満了する前に、水道メーターの交換を行っています。

水道メーターの有効期間ってどれくらいなの?

水道メーターの有効期間は、計量法で『8年』と定められています。



交換費用は、群馬東部水道企業団が負担するので、原則としてお客さまに請求することはありません。

交換期間(令和3年度)

1期目	5月21日～ 6月10日
2期目	7月21日～ 8月10日
3期目	8月21日～ 9月10日
4期目	9月21日～10月 8日
5期目	10月21日～11月10日

※対象となるお客さまには交換期間、工事業者名などを記載したお知らせを郵送します。
 ※屋外作業ですので、お留守でも実施します。

問い合わせ先

● 営業日・時間: 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分

● 太田本所

太田市浜町11-28
 ☎ 0276-45-2731
 ☎ 0276-45-2735

● 館林支所

館林市広内町3-10
 ☎ 0276-80-3201
 ☎ 0276-75-4134

● みどり支所

みどり市大間々町大間々1511
 (みどり市役所大間々庁舎内)
 ☎ 0277-73-2411
 ☎ 0277-73-2412

● 板倉営業所

板倉町板倉2682-1(板倉町役場内)

● 明和営業所

明和町新里250-1(明和町役場内)

● 千代田営業所

千代田町赤岩1895-1(千代田町役場内)

● 大泉営業所

大泉町日の出55-1(大泉町役場内)

● 邑楽営業所

邑楽町中野2570-1(邑楽町役場内)

● 業務内容

	太田本所	館林支所	みどり支所	各営業所
水道工事・漏水など	太田市エリア	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町エリア	みどり市エリア	
	※水道工事や漏水等の受け付けは、太田本所・館林支所・みどり支所の窓口となります。			
水道使用手続き・料金支払いなど	● 水道の使用開始、中止の申し込みなど(電話、ファクス、ホームページを使った申し込みも可能です) ● 水道料金のお支払い ● その他、水道に関するお問い合わせ			● 水道料金のお支払いのみ